

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

1 誓約事項

- (1) 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び海南市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、海南市地方就職学生支援金交付要綱第 11 条の規定により支援金の全額又は半額を返還します。
- ① 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合 支援金の全額
- ア 支援金の交付を受けるにあたって虚偽の申請その他の不正行為を行ったと市長が認める場合
- イ (在学中に交通費を申請する場合) 支援金の申請日の翌日から起算して 1 年以内に内定企業に就業しなかった場合
- ウ (在学中に交通費を申請する場合) 支援金の申請日の翌日から起算して 1 年以内に市に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。)
- エ 内定企業の就業開始の翌日から起算して 1 年以内に当該企業から退職した場合 (ただし、退職から 3 カ月以内に第 3 条第 2 項アの要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。)
- オ 市への転入日の翌日、第 3 条第 2 項アの要件を満たす企業等への就業開始の翌日又は申請日の翌日のいずれか遅い日から起算して 3 年以内に市から転出した場合
- ② 市への転入日の翌日、第 3 条第 2 項アの要件を満たす企業等への就業開始の翌日又は申請日の翌日のいずれか遅い日から起算して 3 年以上かつ 5 年以内に市から転出した場合 支援金の半額
- (3) 上記 (2) ①のイからオまで及び②の条件を充足することが困難となった場合は、速やかに海南市長に報告してその指示を受けます。

2 同意事項

- (1) 上記の誓約事項 (2) が遵守されているか確認するため、海南市が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することについて同意します。
- (2) 和歌山県及び海南市は、和歌山県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係する規程の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。
- (3) 海南市が、個人情報について、都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (4) 暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることに同意します。

年 月 日

(宛先) 海南市長

申請者 住 所

氏 名 (署名)